

北 広 島 市 水 防 計 画 新 旧 対 照 表 (案)

【修正の趣旨】

国土交通省水管理・国土保全局が示す水防計画作成の手引きの一部改正により北海道水防計画が修正されたため、同計画と市水防計画の整合を図るもの

令和 5 年 月

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
13	<p style="text-align: center;">第4章 予報及び警報 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 気象庁が行う予報及び警報等 (略)</p> <p>2 洪水警報等の伝達経路及び手段</p> <p style="text-align: right;"> ——→ 法定伝達経路 - - - - - → 放送又は無線 </p>	<p style="text-align: center;">第4章 予報及び警報 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 気象庁が行う予報及び警報等 (略)</p> <p>2 洪水警報等の伝達経路及び手段</p> <p style="text-align: right;"> ——→ 法定伝達経路 - - - - - → 放送又は無線 </p>	<p>現状に即した伝達系統となるように図表を修正（札幌管区气象台）</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																				
14	<p style="text-align: center;">第3節 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>1 種類及び発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。</p> <p>また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。</p> <p>発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="261 667 1288 1125"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	<p style="text-align: center;">第3節 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>第1 種類及び発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。</p> <p>また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。</p> <p>発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1338 667 2365 1163"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	<p>項目の整理（北広島市）</p> <p>令和4年6月に氾濫危険情報の運用が変更されたため追記 (水防計画作成の手引きに準拠)</p>
種類	発表基準																						
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																						
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																						
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき																						
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき																						
種類	発表基準																						
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																						
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																						
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき																						
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき																						
15	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 洪水予報河川</p> <p>(1) 洪水予報の対象河川</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2 国が行う洪水予報</p> <p>1 洪水予報河川</p> <p>(1) 洪水予報の対象河川</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>項目の整理（北広島市）</p>																				
16	<p>(2) 洪水予報の伝達経路及び手段</p> <p>水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。</p>	<p>(2) 洪水予報の伝達経路及び手段</p> <p>水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。</p>	<p>現状に即した伝達系統となるように図表を修正（札幌管区气象台）</p>																				

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
16	<p>(※印は警報発表時のみ)</p> <p>→ 法定伝達経路 -----> 放送又は無線</p>	<p>(注：N T T東日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。)</p> <p>→ 法定伝達経路 -----> 放送又は無線</p>	<p>現状に即した伝達系統となるように図表を修正（札幌管区气象台）</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
21	<p style="text-align: center;">第5章 水位等の観測、通報及び公表</p> <p style="text-align: center;">第1節 水位の観測、通報及び公表 (略)</p> <p>3 水位の公表 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>気象庁 https://www.jma.go.jp/ 国土交通省「川の防災情報」 https://www.river.go.jp/</p> <p>国土交通省 市町村向け「川の防災情報」 https://city.river.go.jp/ (注：ID・パスワードにより利用)</p> </div> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 水位等の観測、通報及び公表</p> <p style="text-align: center;">第1節 水位の観測、通報及び公表 (略)</p> <p>3 水位の公表 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: red;">(削除)</p> <p>国土交通省「川の防災情報」 https://www.river.go.jp/</p> <p>国土交通省 市町村向け「川の防災情報」 https://city.river.go.jp/ (注：ID・パスワードにより利用)</p> </div> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>気象庁ホームページでは水位データの公表を行っていないため削除 (札幌管区気象台)</p>

北広島市水防計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
21	<p style="text-align: center;">第6章 気象予報等の情報収集 (略)</p> <p>2 気象情報の種類 (略)</p> <p>(4) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「<u>非常に危険</u>」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 気象予報等の情報収集 (略)</p> <p>2 気象情報の種類 (略)</p> <p>(4) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。 (略)</p>	<p>令和4年6月にキキクル（危険度分布）の運用が変更になったため修正（札幌管区気象台）</p>